

回覧

令和3年度 臨時審議会の概要

令和4年1月28日(金)18時30分～20時
口大野公民館2階集会室

審議事項及び審議結果

第1号議案

口大野区費規約(内規)の廃止と区費負担要綱案の承認について

原案どおり可決承認

第2号議案

口大野区民等表彰規程の制定案の承認について

原案どおり可決承認

第3号議案

口大野区規約の一部改正案の承認について

原案どおり可決承認



臨時審議会で決まったこと 「区費の改定について」

◇今まであった区費規約を廃止して、新しく区費負担要綱を設けて区費を決めるしくみに変更しました◇

全世帯一律 20,000 円 * 公営住宅6千円

- ・ 基準等をわかりやすくして、誰もが説明できるようにする
- ・ 階層区分を無くし、**全世帯一律の額…2万円**
法人・事業所も同様に一律の額………3万円
- ・ 減免は、**世帯の人数と収入額に応じて行う**
減免申請のときには、世帯の状況がわかるものを申請する人が提示する（個人）
- ・ 区が行う事業に無駄がないか点検し、**財政の健全化を図る**
- ・ **区費は1年後に(その後は3年ごとに)見直しをする**
- ・ **令和4年度分の区費から適用する**
- ・ 区民のみなさまの協力を得て改定に必要な手続きを行う

参考 <区費改定の検討に至った 5つのポイント>

①	区費の明確な査定基準が無い
②	階層区分が15階層にもわたる(苦情あり)
③	減免審査の基準が不明
④	査定過程における透明性を求める意見が寄せられている 法人等から査定基準などの開示請求がある
⑤	区財政の健全化を含め、近年の生活様式にあった適正な区費のあり方が求められている

<取り組んだこと>

- ① 令和2年12月から公募の区民を含めた16人で構成する区費検討委員会で検討を開始しました
- ② 検討委員会は、
ア 毎月1回以上、14か月にわたり延べ15回開催
イ (1) 区の予算・財政 (2) 区費をめぐる課題の抽出と解決方法 (3) 区費の負担者や階層区分、区費の額や減免の制度化などについて、慎重に検討しました
- ③ 令和3年12月 区費改定案の区民説明会を開催
- ④ 検討委員会の報告を受け、令和4年1月25日町内会長会議で審議・決定、1月28日臨時審議会で審議・承認

これまでのペンギょうをふまえて...
ざっくばらんに...

黄色の付せん
① 疑問・わからない点

水色の付せん
② 今後も残すべき良い点

ピンク色の付せん
③ 変えた方がよい点

★付せんに箇条書き
★無記名
★ひとり3~4枚

区費検討委員会 課題の分類と緊急性の度合い

1. 規約関係 (区に關係する全ての規約)

緊急性レベル

高い ← 中間 → 低い

1 2 3 4 5 4 3 2 1

大切なお知らせとお願い

◇区費の関係書類が入った封筒を2月末に全世帯にお届けします◇

区費納付方法の申し出書 (ピンク色の用紙)

⇒記入して、同封されている封筒に入れ、隣組長さんを通じて、区へ出してください

同一世帯認定申請書 (みどり色の用紙)

⇒要件に該当すると思われる方は区へ直接出してください

- ・区費は世帯ごとに負担していただきます
「世帯」とは同じ住所に住んでいて同一の生計を営んでいる家族ごとの単位のことです
- ・例えば同じ土地や隣接地に親子が住んでいて同一の生計である場合は、申請していただき認められれば「ひとつの世帯」となります

区費減免申請書 (青色の用紙)

⇒区費は収入の状況に応じて減免されます。

収入が少ないなどの理由により減免を受けようと思う方は、書類を添えて区へ直接出してください

- ・区費の減免を受けるには、必ず申請が必要です
- ・申請書には、16歳以上の世帯員の総収入額等の分かる書類を添付してください
収入の証明となる「年金・給与の源泉徴収票」「市民税・所得税の申告書」などが必要です
- ・減免には基準があります 減免される額(減免率)は、世帯の16歳以上の人数と総収入額により異なります 減免計算式により基準額を超える場合は減額になりません
また区費負担額2万円のうち6,000円(固定分)は、減免にはなりません

◇町内会ごとに集中相談日を設けますので、是非ご利用ください◇

集中相談日 会場は口大野公民館

町内会	相談日(曜日)	時間
万歳・劔鉾	3月14日(月)	午後1時から4時まで
高砂	3月15日(火)	午後1時から4時まで
明治	3月16日(水)	午後1時から4時まで
昭和	3月17日(木)	午後1時から4時まで
指定日に行けない方	3月18日(金)	午後1時から4時まで

- ・この日は、申請書等の受付や区費についての相談ができます
- ・「年金・給与の源泉徴収票」「市民税・所得税の申告書」などもご持参ください
- ・この日の受付や相談は、町内会長さん・審議員さんがあたります
- ・ご自分で手指の消毒や検温を済ませ、マスク着用で公民館までお越しください

分からないことは、町内会長さんか区へお問い合わせください

今回の手続きについて Q&A

ア) 「区費納付方法の申し出書」について

Q1 申し出書に、「新規に口座振替をします」「口座の変更をします」と〇印をしたら手続きは終わりですか

A 後日、金融機関所定の「口座振替依頼書」をお届けします
内容を記入し、指定する日までに区事務所へ提出してください

Q2 申し出書を出さなかった場合は、どのようになりますか

A 今まで口座振替されていた方；従来どおりの口座から6月に一括納付となります
口座振替以外の方；区事務所又は個別に金融機関振込で6月中に一括納付してください

イ) 「同一世帯認定申請書」や「区費減免申請書」について

Q3 申請書を出したあとはどうなりますか、決まったらお知らせはありますか

A 1) 4月に、区費審査会が開催され、区費審査員が審査します
2) 審査会で決まりましたら、申請された方に文書で回答します
3) 5月に、全ての世帯に令和4年度の区費負担について文書でお知らせします
4) 6月納付

ウ) 区費を納付する時期

Q4 区費はどこの世帯も一括納付ですか、分納はだめですか

A 1) 基本的には一括納付をお願いします 事務の省力化と最近金融機関の手数料が上がっていることから、一括納付をお願いするものです
2) もちろん従来からの分割納付でも結構です
分割をご希望の方は、必ず区費納付方法の申し出書を出してください
3) **納付の時期**は、㊶**一括納付**(6月) ㊶**2期**に分割(6・12月) ㊶**3期**に分割(6・10・12月) ㊶**4期**に分割(6・8・10・12月)の4つの方法となります

減免判定の計算(参考)

分からない場合は、町内会長さんか区事務所へお問い合わせください

◇ 1人世帯 ◇ 例: 1人で暮らし、年金78万円のみ収入⇒6,000円になります

世帯全員の総収入額の範囲	納付する区費額
1,300,001円～1,600,000円	16,500円
1,050,001円～1,300,000円	13,000円
800,001円～1,050,000円	9,500円
800,000円以下	6,000円

◇ 2人世帯 ◇ 例: 夫婦2人暮らし、2人は年金のみで合計150万円の収入⇒9,500円になります

世帯全員の総収入額の範囲	納付する区費額
1,900,001円～2,200,000円	16,500円
1,650,001円～1,900,000円	13,000円
1,400,001円～1,650,000円	9,500円
1,400,000円以下	6,000円

◇ 3人以上の世帯 ◇ 人数は「N」で表現しています 「N」は16歳以上の家族の人数です

世帯全員の総収入額の範囲	納付する区費額
600,000円×(N-1)+1,300,001円から 600,000円×(N-1)+1,600,000円まで	16,500円
600,000円×(N-1)+1,050,001円から 600,000円×(N-1)+1,300,000円まで	13,000円
600,000円×(N-1)+800,001円から 600,000円×(N-1)+1,050,000円まで	9,500円
2,000,000円以下	6,000円

臨時審議会で決まったこと 「区の表彰規程について」

◇地区の振興に功績があった方等を表彰する決まりを新しく決めました◇

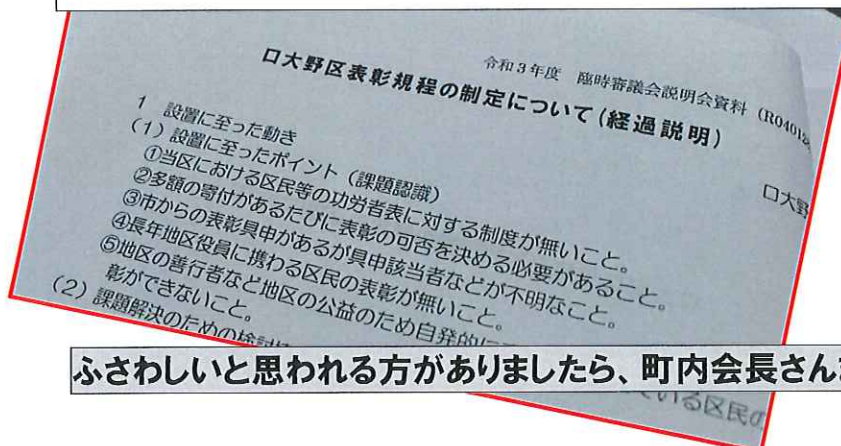
口大野区民等表彰規程の制定

<表彰の対象者など>

- ・区や町内会に格別の協力を頂き地区の振興に功績があった方
- ・教育・スポーツ・文化などにおいて長年地域振興に尽くされた方
- ・民生委員、交通指導員、福祉委員などで長年地域へ貢献された方
- ・上記以外で表彰に値すると認められる個人・法人・団体

<表彰規程を制定した理由など>

- ①当区における区民等の功労者表に対する制度が無いこと。
- ②多額の寄付があるたびに表彰の可否を決める必要があること。
- ③市から表彰具申の依頼があるが具申該当者などが不明なこと。
- ④長年地区役員に携わる区民の表彰が無いこと。
- ⑤地区の善行者など地区の公益のため自発的に頑張っていた区民の表彰ができないこと。



ふさわしいと思われる方がありましたら、町内会長さんまでお知らせください

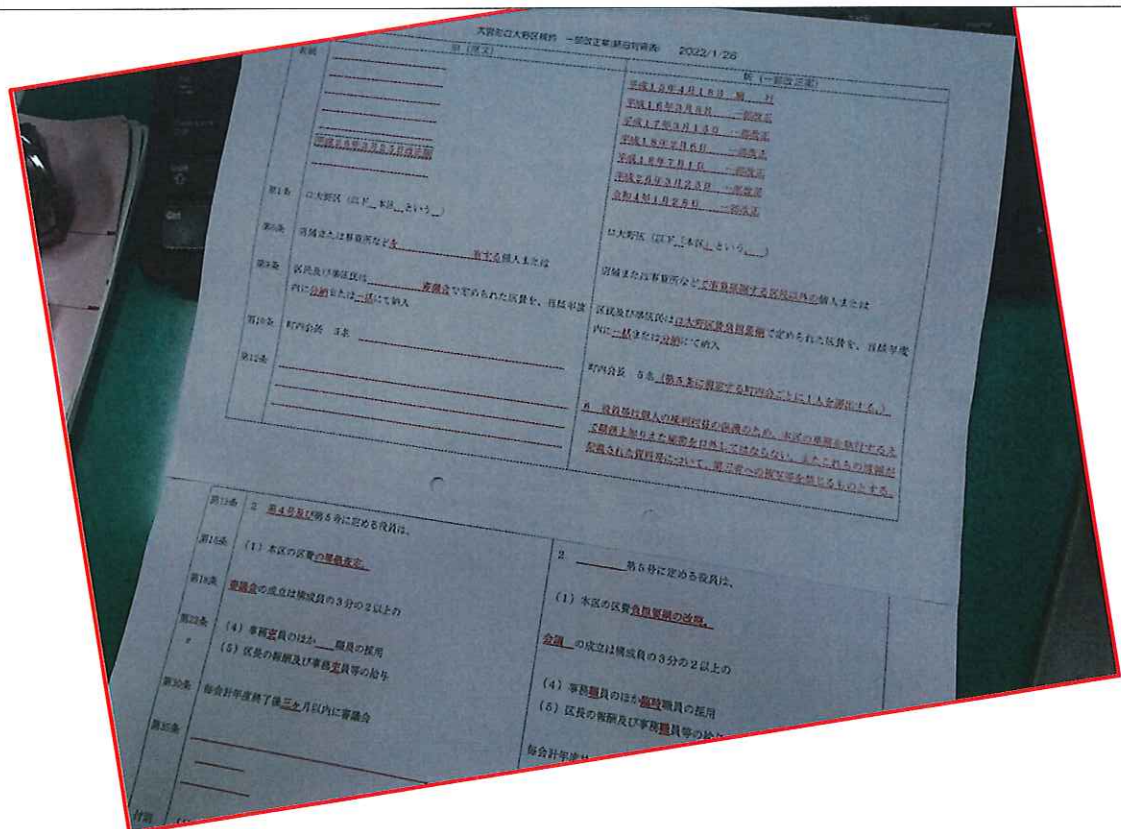
臨時審議会で決まったこと 「区規約の一部改正について」

◇区費負担要綱・区民等表彰規程の新設に伴う区の規約の改正です◇

口大野区規約の一部改正

<改正した主な事項>

- ・審議会の機能として、区費の等級査定とあったものを、区費額は区費負担要綱で定めることとした
- ・役員の服務規定に、役員等は本区の事務を執行するうえで職務上知りえた秘密を口外してはならない旨加えた
- ・区費審査に用いた各種申請書類および添付資料は、5ヶ年経過後に焼却処分する旨加えた
- ・区が備え付ける帳簿及び書類の中に、表彰者名簿を加えた
- ・その他、字句の整理や読みやすいように章建てされている規約の体裁を整えた



地域みんなで作る快適なまち



『[口大野区ホームページ](http://kuchioonoku.main.jp/wordpress/)』

<http://kuchioonoku.main.jp/wordpress/>



*身近な出来事や回覧版・区からのお知らせなどがリアルタイムでご覧いただけます

☑ 「区費改定にかかる説明会の当日配布資料が見たい」ときは、HPトップ画面の「[地区情報](#)」の区民だより☑ 区費改定にかかる説明会の記事の中の「*当日配布資料」☑

〒629-2501

京都府京丹後市大宮町口大野 889

認可地縁団体

口大野区

TEL/FAX 0772 (64) 2137